

世田谷区における医療的ケアが 必要なお子さん支援の取り組み

世田谷区 障害福祉担当部

平成30年11月8日

1 世田谷区の概要



◆ 総人口 903,613人
 (平成30年4月1日)
 うち外国人 20,097人
 毎年約8,000人ずつ増加
 世帯数 476,252世帯
 面積 58.08km²

◆ 障害者数 38,455人
 (手帳所持者と難病認定者数)
 身体障害者 19,947人
 知的障害者 4,474人
 精神障害者 5,648人
 難病認定者 9,152人
 (平成30年3月末)

2 医療的ケアが必要なお子さんの人数

■ 平成30年4月時点

(母子保健活動により把握している人数) + (特別支援学校等に通う生徒数)

未就学児 97人 + 就学児 59人 = 156人

<参考>

平成26年11月に区と社会福祉法人が共同で実施した「医療的ケアを要する障害児・者などに関する実態調査」では、**0歳 ~ 17歳 = 127人**

3 医療的ケアの内容

	0～6歳 (就学前)
たんの吸引	61%
経管栄養	59%
在宅酸素	41%
レスピレーター(人工呼吸器)	38%
気管切開	34%
ネブライザー	26%
人工肛門	10%
定期導尿	6%
鼻咽頭エアウェイ	6%
腸ろう	1%
その他(透析・IVH等)	2%

世田谷保健所が把握している医療的ケア児
(平成30年4月)

4 ご家族からの要望

< 施設の充実 >

保育園や学校に看護師を配置し、医療的ケアの必要な子どもを受け入れるようにしてほしい。
医療的ケアが必要な子どもが利用できるショートステイなどを区内に設置してほしい。

< 福祉サービスの充実 >

医療的ケアを理由に福祉サービスの利用を断られる。対応できる事業者が少ない。
福祉サービスの対象に当てはまらない。どのようなサービスが利用できるか分からない。

< 保護者の苦勞 >

睡眠が断続的である。睡眠時間を確保できない。
介護や看護の代わりにお願いできる人がいない。

< 学校での対応 >

通学バスに乗れない。（医ケア児の通学バスには看護師が同乗しないため）
通学に保護者が付き添わないといけない。

< ライフステージの応じた支援 >

就学前から就学、高校、大学、成人に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制を。

< 保護者の声を聞く機会 >

定期的に保護者の声を聞く機会を設けてほしい。

5 医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック



「どのようなサービスが利用できるか分からない」との声を受けて！

平成29年3月発行

< 掲載内容 >

- サービス等の一覧
- 相談窓口
- 在宅医療・訪問看護等
- 医療費等の助成・給付一覧
- 療育等について
- 保育について
- 学校について など

総合支所保健福祉課で配布中！

6 障害児保育園へレン経堂（集団保育が難しい場合）

➤ 重症心身障害児児童発達支援事業（居宅訪問型保育事業連携型）

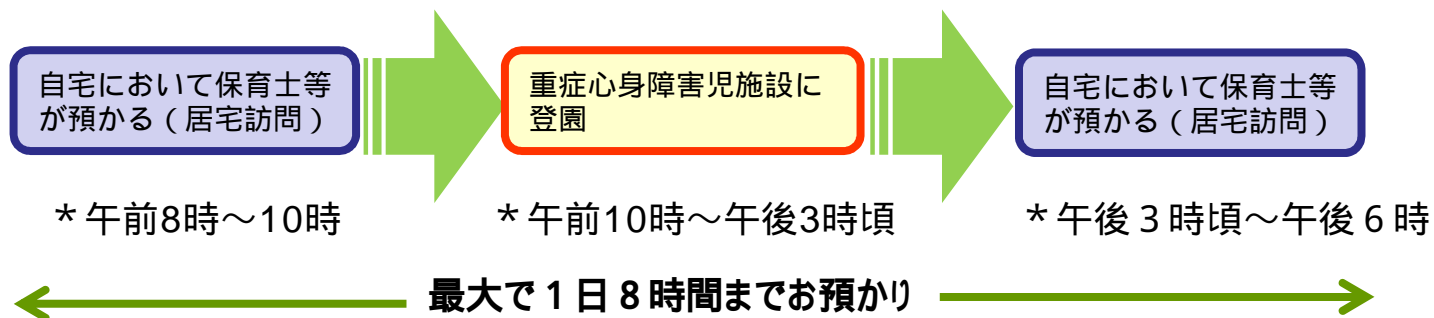
児童発達支援事業 * 医療的ケア対応
(重症心身障害児施設5名 / 児童発達支援事業10名)

+

居宅訪問型保育事業



障害児保育園「へレン経堂」
(世田谷区子ども子育て総合センター内)



- 平成33年度には、
花見堂小学校跡地に整備する複合施設にも同種の施設を開設！

7 区立保育園での受け入れ（集団保育が可能な場合）

➤ 区立保育園での医療的ケア児の受け入れ

スケジュール

平成30年度 区立「松沢保育園」（烏山地域）での受け入れ

平成31年度 北沢地域指定園、砧地域拠点園での受け入れ

平成32年度(2020年) 世田谷地域拠点園での受け入れ

平成34年度(2022年) 玉川地域拠点園での受け入れ

8 教育委員会での取組み

➤ 区立学校への看護師の試行的配置

【年次計画】

平成30年度	平成31年度	平成32年度 (2020年)	平成33年度 (2021年)
		看護師の試行的配置を踏まえた取組み	課題改善
看護師の試行的配置の実施 (安全面や看護師の配置方法等の検討)			

9 梅ヶ丘拠点障害者支援施設の整備

➤ 民間施設棟を平成31年4月に開設

児童発達支援（50人）

放課後等デイサービス（50人）

障害児短期入所（8人）

いずれも

* 医療的ケアへの対応を行います。

これら障害児支援のほか、

施設入所支援（60名）

障害者短期入所（20人）

自立訓練など成人向けサービスを実施



10 世田谷区医療的ケア連絡協議会

- 児童福祉法の改正により、平成30年度から関係機関の連携を強化するため、協議の場の設置が求められた。世田谷区では、平成30年8月に「世田谷区医療的ケア連絡協議会」を設置。

この間の取組み

- 平成25年度～26年度 「医療的ケアを要する障害児・者等に関する実態調査」
- 平成28年度 「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」発行
- 平成28年度～29年度 医療的ケアが必要なお子さんと家族の支援に向けた連携体制の構築
- 平成30年度 訪問看護師を対象とした研修の実施（平成31年1月実施）

構成

- 会長：半澤 嘉博（東京家政大学 家政学部教授）
- 委員：医師会、歯科医師会、薬剤師会、成育医療研究センター、訪問看護ステーション、障害児通所施設、基幹相談支援センター、特別支援学校、保護者、障害児相談支援事業所、短期入所施設、世田谷区

1 1 今後の取り組み

- (1) 医療的ケアが必要な子どもと家族のニーズなどの把握を進める
- (2) 医療的ケアが必要な子どもと家族を支える体制の構築
- (3) ライフステージに応じたサービスの拡大
- (4) 既存サービスの充実
- (5) 医療的ケアが必要な保護者との定期的な意見交換
- (6) 人材育成